平成２８年（フ）第３３２号
静岡市駿河区小黒３丁目10番23号
破産者　株式会社みなみ
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５８０号
大阪府高槻市北園町19番12号　切目ビル４階
破産者　株式会社輝星
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５９８号
大阪府高槻市玉川３丁目20番１号
破産者　ダンク工業株式会社
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７８２号
大阪市淀川区西中島６丁目２－３チサン第７ビル110号
破産者　株式会社ブロス
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７９０号
大阪市阿倍野区文の里１丁目８番10号
破産者　株式会社シュテルン
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０１５号
大阪府東大阪市俊徳町４丁目５番19号
破産者　有限会社益久
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４４号
堺市堺区新町４－22工電舎ビル４ＦＡＢ
破産者　株式会社日本住建
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５２６号
堺市中区陶器北89番地３、商業登記簿上の本店所在地堺市中区大野芝町247番地１
破産者　株式会社エーピーシー
1　決定年月日　平成28年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５１号
北海道小樽市稲穂２丁目15番17号
破産者　小樽赤尾電化株式会社
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第２７号
岩手県大船渡市大船渡町字茶屋前103番地５
破産者　有限会社むらよし
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第４６号
千葉県印西市木下725番地87　メゾンドＳ101号
破産者　目黒健二郎
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第４７号
千葉県印西市木下725番地87　メゾンドＳ101号
破産者　目黒よし江
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１３９号
千葉県八街市沖478番地12
破産者　有限会社池田組
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１４０号
千葉県八街市沖478番地12
破産者　池田洋次郎
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１５４号
千葉県佐倉市新町151番地２
破産者　橋本　弘子
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２３７号
東京都羽村市富士見平２丁目18番地11パールイン富士見平105、開始決定時の住所東京都西多摩郡瑞穂町南平１丁目８番地１ドミール南平105号
破産者　藤井　　進
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５６６号
神奈川県川崎市麻生区黒川579番地１グリーンハイツ304
破産者　佐藤　　守
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１３４３号
横浜市瀬谷区橋戸３丁目51番地の１
破産者　有限会社デニム・デ・デニム
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３４７号
横浜市旭区中希望が丘８－39、商業登記簿上の本店所在地横浜市旭区中希望が丘102番地15
破産者　株式会社ＳＥＡＳＯＮ
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６０７号
神奈川県茅ヶ崎市香川１丁目10番５－1004号ライトタウン茅ヶ崎
破産者　株式会社タンジ
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４７号
愛知県安城市大東町22番23号
破産者　株式会社びるど
1　決定年月日　平成28年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係